

## 仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について

### 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）の賦課限度額の改正に伴い、仙台市国民健康保険条例の賦課限度額を改正しているが、改正内容の市民への周知を速やかに進めるため、これまでの賦課限度額そのものを改正する方式から、施行令において定められている額とする方式に改正するもの。

なお、施行令において定められている額とすることで条例に賦課限度額そのものを規定することはなくなるが、施行令の一部改正により賦課限度額が改正される場合、当協議会に報告するもの。

※賦課限度額の引き上げは、高齢化や医療の高度化等により医療給付費の増加が見込まれる状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなることから、高所得層にも応分の負担をいただき、中間所得層の負担上昇を緩和する観点から実施するもの。

### 2 改正の概要

現行	改正後（案）
（基礎賦課限度額） 第十四条の二 第十一条の基礎賦課額は、 <u>六十六万円</u> を超えることができない。	（基礎賦課限度額） 第十四条の二 第十一条の基礎賦課額は、 <u>政令第二十九条の七第二項第九号に規定する額</u> を超えることができない。
（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第十四条の七 第十四条の四の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>二十六万円</u> を超えることができない。	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第十四条の七 第十四条の四の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>政令第二十九条の七第三項第八号に規定する額</u> を超えることができない。
（介護納付金賦課限度額） 第十四条の十二 第十四条の九の介護納付金賦課額は、 <u>十七万円</u> を超えることができない。	（介護納付金賦課限度額） 第十四条の十二 第十四条の九の介護納付金賦課額は、 <u>政令第二十九条の七第四項第八号に規定する額</u> を超えることができない。
（新設）	<u>（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）</u>

	<p><u>第十四条の十七 第十四条の十四の子ども・子育て支援納付金賦課額は、政令第二十九条の七第五項第十号に規定する額を超えることができない。</u></p>
--	--

### 3 賦課限度額

保険料賦課限度額は、以下のとおりとなる。

「基礎賦課額」の限度額	(現行) <u>66</u> 万円 → (引き上げ) <u>67</u> 万円
「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額	(現行) 26万円 → (据え置き) 26万円
「介護納付金賦課額」の限度額	(現行) 17万円 → (据え置き) 17万円
「子ども・子育て支援納付金」の限度額	(新設) <u>3</u> 万円

### 4 施行日

令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料から適用する。

### 5 改正予定時期

仙台市議会 令和8年第1回定例会